## 千葉市住宅供給公社封筒広告募集取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、当住宅供給公社の印刷製造物である封筒への広告掲載に関し、千葉市住宅供給公社広告掲載要綱(平成19年7月19日施行、以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載を行う媒体)

第2条 広告の掲載を行う広告媒体は、千葉市住宅供給公社封筒とする。

(広告の種類)

- 第3条 前条の広告媒体に掲載する広告(以下「広告」という。)は、紙面広告とする。 (広告の掲載位置及び規格等)
- 第4条 第2条に掲げる広告の掲載位置及び規格は、次のとおりとする。
  - (1)掲載位置 封筒の裏面
  - (2) 規格 縦60m×横100m以内
  - (3) 枠 2枠

(広告掲載できる者)

第5条 広告を掲載できる者は事業者団体とする。

(掲載不可能な広告)

第6条 広告を掲載することができない者及び広告の内容は、要綱第5条及び千葉市住宅 供給公社広告掲載基準(平成19年7月19日施行、以下「基準」という。)の規定によ る。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載の申込みは、理事長に封筒広告掲載申込書(様式第1号、以下「申込書」という。)を提出して行うものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8条 理事長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該広告の掲載の可否を要綱、基準その他の規定に基づき判断し、決定する。
- 2 前項の規定による決定において、広告掲載可能者が複数いる場合は、これらの者から 抽選により決定するものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載を可とする者には広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第9条 前条第3項に規定する広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。) は、速やかに公社と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告掲載料)

第10条 第2条に掲げる広告媒体に関し広告主が公社に対して支払う広告掲載料(以下「掲載料」という。)の額は、理事長が別に定める。

- 2 広告主は、理事長が別に定める時期までに、掲載料を支払うものとする。 (広告原稿の作成等)
- 第11条 広告主は、広告原稿の作成等に関する一切の経費を負担するものとする。
- 2 広告主は、広告原稿を理事長が指定する期日までに、指定された場所に電子データ及び紙面により提出するものとする。
- 3 理事長は、広告原稿に記載された内容、デザイン等が申込書の内容と相違する場合その他公益に反すると判断した場合には、広告主に対してその是正を求めることができる。 (広告内容、デザイン等の協議)
- 第12条 広告の内容、デザイン等については、公社の信用性。信頼性を損なうことのないよう、理事長と広告主が協議して定めるものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第13条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納付しないとき。
  - (2) 広告主が第11条第2項の規定を遵守しないとき。
  - (3) 広告主が第11条第3項の規定による是正の要求に応じないとき。
  - (4) 広告主が第12条の規定による協議に応じないとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、契約締結後は、広告の掲載を取り下げることはできない。

(掲載料の返還)

- 第15条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済 みの掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により還付する掲載料には、利息を付さない。

(広告主の責務)

- 第16条 広告主は、自己の広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、公社に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に起因して損害を被った旨の申し出があった場合は、広告主の責任 及び負担において解決することとする。

(広告募集要項)

第17条 広告の募集にあたっては、理事長が別に広告募集要項を定める。 (補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の事務処理に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。